

E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイト利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、電気工事組合が、E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトを通じて提供するサービスの内容と、このサービスを利用しようとする方に遵守していただきたい事項を定めます。
2. 本規約は、電気工事組合と利用者との間のE V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において、以下の用語は以下の意味を有するものとします。

- (1) 「電気工事組合」とは、全日本電気工事業工業組合連合会およびその会員である各都道府県電気工事(業)工業組合です。その法人名と住所は別掲のとおりです。
- (2) 「利用者」とは、E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトを利用する者をいいます。
- (3) 「E V工事プロ」とは、法人または個人事業主の電気工事業者であって、電気工事組合が、利用者に対し充電設備施工等を実施することを認めた電気工事組合の組合員です。
- (4) 「E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイト」とは、電気工事組合がインターネットのウェブサイト上で、利用者にE V工事プロをご案内するための電気工事組合が管理するシステム（ハードウェアおよびソフトウェアを含みます）です。
- (5) 「充電設備施工等」とは、利用者が、E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトを利用して、E V工事プロに依頼し、この依頼を受諾したE V工事プロが行うE V充電設備の施工を主たる内容とする電気工事・電気設備工事をいいます。
- (6) 「充電設備施工等の契約」とは、利用者とE V工事プロとの間の充電設備施工等に関する契約をいいます。
- (7) 「施工希望情報」とは、利用者がE V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトを利用するためにE V電気工事組合に提供する氏名その他の個人情報及び希望する充電設備施工等の内容に関する情報をいいます。

第3条（E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトの利用方法）

利用者は、ご案内サイトで提供されるサービスを、次のいずれかの方法により利用できます。

- (1) 本規約を確認の上、ご案内サイト上のE V工事プロに関する情報に基づき、電気工事組合所定の連絡フォームに施工希望情報を入力し利用する方法
- (2) 本規約を確認の上、ご案内サイト上のE V工事プロに関する情報に基づき、電話にて施工希望情報をE V工事プロにお知らせ頂く方法

第4条（E V充電設備設置『E V工事プロ』ご案内サイトの利用における電気工事組合の役割）

1. 電気工事組合は、ご案内サイトの利用に関し、次を行います。
 - (1) 利用者の方が施工希望情報を入力し利用したとき、電気工事組合は、連絡することを希望するE V工事プロとして選択されたことを、当該E V工事プロに連絡するとともに、E V工事プロが利用者の方へ連絡するよう、利用者の提供した施工希望情報を当該E V工事プロに提供します。
 - (2) 利用者をご自身でE V工事プロに直接の電話による問合せを行う場合は、E V工事プロに直接、施工希望情報をお伝えください。
2. 電気工事組合は、ご案内サイトで案内するE V工事プロについて、①電気工事を行うことができる電気工事業法で定められた「電気工事業者」であること、②第一種電気工事

士資格取得者または認定電気工事従事者認定者が在籍していること、③第三者損害賠償保険に加入していること、④建物の新築施工に携わった実績があることを確認しています。

しかし、電気工事組合は、EV工事プロについて、資力・業務遂行能力・管理体制その他の事項につき、保証するものではありません。

3. 電気工事組合は、ご案内サイトにより、充電設備施工等に対応できる電気工事業者の情報を提供します。

しかし、電気工事組合は、充電設備施工等契約の当事者となるものではなく、利用者およびEV工事プロの代理人となったり、仲介・斡旋を行うものではありません。

4. 電気工事組合は、充電設備施工等を行う物件の住所、時期、内容その他の事情によりEV工事プロが対応できない場合があり、契約の成立を保証するものではありません。

第5条（充電設備施工等の契約）

1. 充電設備施工等の契約は、利用者とEV工事プロとの間の直接契約になります。
2. 充電設備施工等の契約の内容には、電気工事組合は関わりません。したがって、充電設備施工の契約により発生した問題は、当事者間で解決していただくことになります。
3. 技術的な問い合わせは、利用者が選択したEV工事プロに、直接お問い合わせください。

第6条（EV充電設備設置『EV工事プロ』ご案内サイトの利用資格）

利用者の方は、EV充電設備設置『EV工事プロ』ご案内サイトの利用資格として、次の条件を全て満たしてください。

- (1) 充電設備施工等を検討していること
- (2) 前号の充電設備施工等に関して電気工事業者が未定であること
- (3) 充電設備施工等の利用価格を知ることのみを目的として依頼しないこと
- (4) 日本国内にて実在し、かつ居住されていること
- (5) ご案内サイトの利用時に申告いただいた内容に虚偽、誤記、記入漏れがないこと
- (6) 現在及び過去において第12条に定める「利用の不許諾等」事由のいずれにも該当しないこと
- (7) 被補助人、被補佐人、未成年者、成年被後見人である場合には、補助人、後見人、法定代理人、成年後見人の同意等を得ていること

第7条（施工希望情報）

1. 利用者の方が情報を提供する手段となるシステム、電子メール、SMS、電話等のセキュリティに関して、電気工事組合は一切の責任を負いません。
2. 利用者は、希望する充電設備施工等の内容に関する情報に関連して、他の利用者その他の第三者から、クレーム、請求等がなされた場合、自己の責任で誠実にこれに対応するものとします。
3. 電気工事組合は、利用者へ通知することなく、本サービスの提供または本サービスの広告、宣伝を目的として、希望する充電設備施工等の内容に関する情報の全部または一部を自由に利用できるものとします。

第8条（利用者の責任）

1. 利用者は真に本取引を行う意思がある場合にご案内サイトを利用し、ご案内サイトの利用にあたり虚偽の内容を情報提供しないものとします。
2. 利用者は、希望する充電設備施工等に関する正確かつ十分な情報を提供するものとします。

第9条（権利の取扱い）

1. ご案内サイトの利用にあたり利用者に提供される情報や電気工事組合が作成する著作物

に関する著作権は、電気工事組合に帰属します。なお、利用者は、電気工事組合の事前の書面による承諾を得ずに、当該著作物に関して複製、公衆送信、頒布、翻案、翻訳および二次的著作物の利用等を行わないものとします。

2. 電気工事組合は、利用者から電気工事組合に頂いた質問、要望等の一部または全てをご案内サイトの利用にあたりに掲載または別の資料にて利用ができるものとします。なお、これらの情報等については、電気工事組合において編集、再構成することができるものとします。

第10条（連絡方法）

1. 利用者は、電気工事組合・EV工事プロから利用者に対するご案内サイトの利用に関する連絡その他の通知が、原則として利用者が情報提供した電話または電子メールアドレス等になされることを了承し、対応が必要とされる場合には速やかに適切な措置を講じるものとします。なお、電話における連絡に際し、携帯電話会社等の留守番電話サービスへの伝言による通知も含まれるものとし、伝言を聴取する際に発生する料金等は利用者の負担とします。

第11条（個人情報の保護）

1. 電気工事組合は、取引情報、および、その他情報につき、使用、複製、改変、加工、分析、集計、公衆送信その他の提供等を行うことがあります。電気工事組合はこれらのことを行うにあたり、個人情報の保護に関する法律および別途電気工事組合の定めるプライバシーポリシーに従い、個人情報を取り扱います。
2. 利用者は、本規約への同意をもって、電気工事組合による情報の取得、およびEV工事プロに対して個人情報を含む利用者の取引情報をシステム上で提供することを承諾するものとします。

第12条（利用の不許諾等）

1. 電気工事組合は、利用者に以下の各号の事由が認められると判断した場合、ご案内サイトの利用を許諾せず、ご案内サイトの利用のためのサービスの全部または一部の停止等の電気工事組合が必要と判断する措置を講じることができるものとします。利用者はこれに対して一切異議を申し立てず、またこれにより損害または不利益等を被ったとしても、電気工事組合に対して賠償請求その他一切の請求を行わないものとします。
 - (1) 過去を含め本規約等に違反したとき
 - (2) 取引情報に虚偽の内容があったとき
 - (3) 電話および電子メールアドレスが不通のとき、または電気工事組合・EV工事プロからの連絡に対して速やかに対処しないとき
 - (4) 自らが施主（充電設備施工等を依頼する本人）または自動車販売業者等による非営利による代理行為ではなく、営利目的の施工仲介業として協力業者を募集する行為とみなされるとき
 - (5) 反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、またはこれらと関係を有するとき
 - (6) 電気工事組合・EV工事プロに対して、長時間にわたる居座り・脅迫・暴行・大声をあげるなどの心理的圧迫などの手段を用いたとき
 - (7) 前各号の他、ご案内サイトを利用することを電気工事組合が不適切と判断したとき

第13条（ご案内サイトの利用のためのサービスの中断）

1. 電気工事組合は、システムの保守、システム障害対応、天災等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、ご案内サイトの利用のためのサービスの提供を中断する必要があると判断した場合、事前に利用者には通知することなく、ご案内サイトの利用のためのサービスの提供を一時的に中断できるものとします。

2. 電気工事組合は、前項の措置に関連して、利用者に損害または不利益等が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第14条（ご案内サイトの利用のためのサービスの変更、終了）

1. 電気工事組合は、ご案内サイトの利用のためのサービスの内容、仕様について、利用者に対する事前の通知なく、変更を加えることができます。
2. 電気工事組合は、2週間前までに電気工事組合が運営するウェブサイト上で通知を行うことにより、ご案内サイトの利用のためのサービスの提供を終了することができるものとし、これにより利用者に損害または不利益等が生じたとしても、一切の責任を負わないものとしします。

第15条（免責）

1. 電気工事組合は、ご案内サイトの利用のためのサービスの利用により利用者に生じた損害（直接損害、間接損害、逸失利益等のすべて）について一切責任を負わないものとしします。
2. 電気工事組合は、通信回線やコンピュータ等の障害等によるシステムの中断もしくは遅滞、データの消失またはデータへの不正アクセス等により生じた損害または不利益等、その他ご案内サイトの利用に関連して利用者に生じた損害または不利益等について、一切の責任を負わないものとしします。
3. 電気工事組合は、電気工事組合のウェブサイト、サーバ、ドメイン等から送信される電子メール、本サービスのプログラム・データ等その他のコンテンツに、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しないものとしします。
4. 電気工事組合は、利用者とE V工事プロ間で生じる本取引の内容、契約に関する過程および契約の成立、その内容等についてのトラブルおよび工事に関するトラブル（施工不良、工期遅延、近隣住民とのトラブルを含む。）に関して一切の責任を負いません。

第16条（禁止事項等）

1. 利用者は、ご案内サイトの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとしします。利用者がこれらの行為を行ったと電気工事組合が判断した場合、電気工事組合は、当該利用者に対する事前の通知なしに、当該利用者が提供した取引情報の削除、当該利用者によるご案内サイトの利用の全部または一部の停止、その他電気工事組合が必要と判断する措置を講じることができるものとしします。
 - (1) 本規約等に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為、法令違反を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
 - (3) 真に取引の意思がないにも関わらず、ご案内サイトを利用し電気工事組合への見積・工事依頼を行う行為
 - (4) E V工事プロについて、事実と異なる評価や誹謗中傷を行う行為
 - (5) 他の利用者、第三者または電気工事組合・E V工事プロの財産、名誉、信用、プライバシーもしくは著作権、パブリシティ権、商標権その他の権利を侵害する行為、侵害を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
 - (6) ご案内サイトの利用に関連して知り得た電気工事組合・E V工事プロまたは他の利用者の秘密に属すべき情報を開示、公開する行為
 - (7) ご案内サイトの利用に関連して他の利用者またはその他の第三者を他のウェブサイトに誘導する行為
 - (8) 電気工事組合の許可なく、ご案内サイトの利用を通じまたはご案内サイトの利用に関連して営利を目的とする行為
 - (9) 前各号の他、電気工事組合が不適切と判断した行為
2. 前項の措置を講じたことにより、利用者に損害または不利益等が生じたとしても、電気工事組合は一切の責任を負わないものとしします。

第17条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本規約等は日本法に基づき解釈されるものとし、ご案内サイトの利用に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：2022（令和4）年10月28日

【別掲】運営者情報

	法人名	住所
主管運営者	全日本電気工事業工業組合連合会	東京都港区芝2-9-11
共同運営者	北海道電気工事業工業組合	北海道札幌市中央区大通東3丁目2 北海道電気会館
共同運営者	青森県電気工事業工業組合	青森県青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館3F
共同運営者	岩手県電気工事業工業組合	岩手県盛岡市下太田榊48-44 岩手電気工事会館内
共同運営者	秋田県電気工事業工業組合	秋田県秋田市泉南1-1-18
共同運営者	宮城県電気工事業工業組合	宮城県仙台市若林区東七番丁157-1
共同運営者	山形県電気工事業工業組合	山形県山形市あこや町1-5-8
共同運営者	福島県電気工事業工業組合	福島県福島市御山字稲荷田31-2
共同運営者	新潟県電気工事業工業組合	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1203
共同運営者	富山県電気工事業工業組合	富山県富山市上富居1-7-12
共同運営者	石川県電気工事業工業組合	石川県金沢市新保本4-65-22
共同運営者	福井県電気工事業工業組合	福井県福井市西方1-14-8
共同運営者	茨城県電気工事業工業組合	茨城県水戸市新原1-2-7
共同運営者	栃木県電気工事業工業組合	栃木県宇都宮市戸祭4-14-31
共同運営者	群馬県電気工事業工業組合	群馬県前橋市問屋町1-8-4
共同運営者	埼玉県電気工事業工業組合	埼玉県さいたま市北区植竹町1-820-6
共同運営者	千葉県電気工事業工業組合	千葉県千葉市中央区道場南1-9-15
共同運営者	東京都電気工事業工業組合	東京都中央区築地3-4-13 電気工事会館2F
共同運営者	神奈川県電気工事業工業組合	神奈川県横浜市中区三吉町4-1
共同運営者	山梨県電気工事業工業組合	山梨県甲府市住吉1-1-11
共同運営者	静岡県東部電気工事協同組合	静岡県沼津市花園町15-1
共同運営者	静岡県電気工事業工業組合	静岡県静岡市駿河区津島町12-27
共同運営者	愛知県電気工事業工業組合	愛知県名古屋市東区東桜1-2-14 愛知電気会館2F
共同運営者	長野県電気工事業工業組合	長野県長野市大字鶴賀田町2088
共同運営者	岐阜県電気工事業工業組合	岐阜県岐阜市茜部寺屋敷2丁目72番地1 1F
共同運営者	三重県電気工事業工業組合	三重県津市垂水字焼尾2612-93
共同運営者	滋賀県電気工事業工業組合	滋賀県草津市青地町299-1
共同運営者	京都府電気工事業工業組合	京都府京都市南区東九条字賀辺町8
共同運営者	奈良県電気工事業工業組合	奈良県奈良市三条松町29-3
共同運営者	大阪府電気工事業工業組合	大阪府大阪市北区本庄東2-3-38 大阪府電気工事技術会館3F
共同運営者	和歌山県電気工事業工業組合	和歌山県和歌山市岡山丁36
共同運営者	兵庫県電気工事業工業組合	兵庫県神戸市兵庫区御崎本町2-9-7
共同運営者	岡山県電気工事業工業組合	岡山県岡山市南区豊成1-9-9-3
共同運営者	広島県電気工事業工業組合	広島県広島市中区大手町5-15-5
共同運営者	鳥取県電気工事業工業組合	鳥取県鳥取市田島648番地 タナカビル1F
共同運営者	島根県電気工事業工業組合	島根県松江市南田町125-45
共同運営者	山口県電気工事業工業組合	山口県山口市中央2-4-5 山口中企ビル3F
共同運営者	香川県電気工事業工業組合	香川県高松市三名町字東原30-7
共同運営者	愛媛県電気工事業工業組合	愛媛県松山市三番町4-7-7 愛媛汽船松山ビル5F
共同運営者	徳島県電気工事業工業組合	徳島県徳島市昭和町3-35-2 徳島県労働福祉会館 別館3F
共同運営者	高知県電気工事業工業組合	高知県高知市大原町87-8
共同運営者	福岡県電気工事業工業組合	福岡県福岡市中央区高砂1-18-14 電気工事会館1F
共同運営者	佐賀県電気工事業工業組合	佐賀県佐賀市八丁畷町11-8
共同運営者	長崎県電気工事業工業組合	長崎県長崎市宝栄町23-23
共同運営者	大分県電気工事業工業組合	大分県大分市大字片島440-2 大分電気工事会館2F
共同運営者	宮崎県電気工事業工業組合	宮崎県宮崎市下原町256番地
共同運営者	熊本県電気工事業工業組合	熊本県熊本市中央区上水前寺2-16-16
共同運営者	鹿児島県電気工事業工業組合	鹿児島県鹿児島市与次郎1-3-11 鹿児島電設会館内
共同運営者	沖縄県電気工事業工業組合	沖縄県那覇市字大道27-1 光マンション1階